

○豊中市債権の管理に関する条例

平成25年4月1日

条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ健全な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権（以下「市税」という。）をいう。
- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、市税及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち強制徴収公債権以外のものをいう。
- (5) 私債権 市の債権のうち公債権以外のものをいう。

(市の債権の区分等)

第3条 市の債権は公債権と私債権に区分され、公債権は強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分類される。

2 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長は、法令又は条例若しくは市規則（以下「法令等」という。）で定めるところにより、市の債権を適正かつ効率的に管理するものとする。

2 市長は、市の債権の管理を適正かつ効率的に進めるため、職員の研修、債権管理マニュアルの作成等を行うことにより、職員を育成するものとする。

(台帳の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、債権の金額、債権の発生日その他市規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

- 2 前項に規定する台帳は、その債権を管理する主管課において債権の種類ごとに作成し、その内容について異動が生じたときは、速やかに整理する。

(債権回収・整理計画)

第6条 市長は、市の債権を計画的に徴収するため、債権回収・整理計画を策定し、これを公表するものとする。

- 2 前項に規定する債権回収・整理計画は、その債権を管理する主管課において債権の種類ごとに策定する。

- 3 第1項に規定する債権回収・整理計画の策定及び公表について必要な事項は、市規則で定める。

(督促)

第7条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等で定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(私債権の履行遅滞に係る損害賠償金)

第8条 前条の規定により私債権に係る督促を受けた者は、履行期限後に当該債権を納付する場合において、当該債権の額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)であるときは、当該債権の額に、当該履行期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、民法(明治29年法律第89号)第419条第1項に規定する法定利率を乗じて計算して得た金額に相当する損害賠償金の額を加算して納付しなければならない。ただし、損害賠償金の確定金額に100円未満の端数がある場合における当該端数金額又は損害賠償金の確定金額が1,000円未満である場合における当該確定金額については、この限りでない。

- 2 前項における年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

- 3 第1項の規定により損害賠償金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる債権の額の一部が納付されているときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る損害賠償金の額の計算の基礎となる債権の額は、その納付された金額を控除した額とする。

- 4 第1項の規定により損害賠償金の額をその計算の基礎となる債権の額に加算して納付すべき場合において、納付された金額が当該計算の基礎となる債権の額に達するまでは、当該納付された金額は、まず当該計算の基礎となる債権に充てられたものとする。

- 5 市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、第1項に規定する損害賠償金の全部又は一部を徴収しないことができる。

6 前各項の規定は、他の条例、市規則又は契約で別段の定めをすることを妨げない。

(滞納者に関する情報の利用等)

第9条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者（個人に限る。以下この条において「滞納者」という。）がある場合において、市の債権の管理に関する事務を適正かつ効率的に行うために必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、市の保有する滞納者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために利用し、又は債権間で相互に提供することができる。

(強制執行、徴収停止等)

第10条 市長は、私債権及び非強制徴収公債権（以下「私債権等」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。）第171条の2から第171条の4までの規定により、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

2 市長は、私債権等について、法施行令第171条の5から第171条の7までの規定により、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

(債権の放棄)

第11条 市長は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、債務者がその責任を免れたとき。

(3) 前条第2項に規定する徴収停止の措置をとった当該私債権等について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお引き続き当該措置を継続しているとき。

(4) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価格が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(5) 当該私債権について、消滅時効に係る時効期間が経過した場合において、次のいずれかに該当する事実があると認められるとき。

ア 債務者に差し押さえることができる財産がないとき。

イ 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

ウ 債務者の所在及び差し押さえることができる財産がともに不明であるとき。

エ 債務者が死亡し、かつ、相続人全員が相続放棄したとき又は相続人が存在しないとき。

(報告)

第12条 市長は、前条の規定により私債権等を放棄したとき及び次項の規定による報告があったときは、これを議会に報告するものとする。

2 地方公営企業の管理者（以下「公営企業管理者」という。）は、前条の規定により私債権等を放棄したときは、これを市長に報告するものとする。

(公営企業管理者が管理する債権への適用)

第13条 公営企業管理者が管理する債権に係るこの条例の適用については、第4条から第11条までの規定中「市長」とあるのは「地方公営企業の管理者」と、第4条から第6条まで、第8条及び次条の規定中「市規則」とあるのは「管理規程」とする。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の際、現に発生している市の債権についても適用する。

3 この条例の施行の際、現に使用している市の債権の管理に関する台帳は、所要の修正を加え、なお第5条第1項に規定する台帳として使用することができる。

附 則（平成29年3月23日条例第8号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月10日条例第30号）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の豊中市債権の管理に関する条例第8条の規定は、この条例の施行の日以後に額が確定する損害賠償金について適用する。